

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)
地域名 (地域内農業集落名)	高寺地区 (本名集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月7日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】 本集落は、中山間地域であることから水稻以外にもそばや野菜等の作付けをしている経営体も多い。 集落内の認定農業者は0経営体となっており、他集落の認定農業者が耕作している農地も多い。集落内に営農組合があり、そばの作付を行っている。兼業農家として、自らが耕作している農業者が主である。 鳥獣の出没も多く、田畑の掘り起しや作物の食害なども深刻である。</p> <p>【課題】 ・後継者未定の農業者が多く、農地も傾斜地が多いため、農地を今後どうしていくか早急に考える必要がある。 ・集落内の大多数が、今後、農地を貸し出す立場になった場合、集落内には担い手が不足しているため、近隣集落の農業経営体をお願いしたいと希望している。 ・鳥獣被害防止のため集落全体での電気柵設置を検討し、鳥獣の侵入を防ぐ対策が必要である。</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・集落内の農地は近隣集落の担い手を中心に集約するとともに、担い手と農作業委託者等が協力して農地の維持強化に努め、集落農業を維持・発展させる。 ・水路等の維持管理について、中山間支払制度及び多面的機能支払制度が継続される限り、当該制度に継続して取り組むことで維持費を確保する。また、管理体制については、現役の農家だけでなく、農作業委託者等も経験・知識を活かしたサポートをし、集落一体となって管理していく。 ・補助事業を活用し電気柵の設置を目指す。設置後は集落全体で維持管理を継続し、必要があれば各自で電気柵を設置するなどクマやイノシシ等の鳥獣害対策に組織的に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.90 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.90 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

<p>農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>
--

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
近隣集落の担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通して進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農した方の農地については、担い手の経営意向などを考慮しながら、段階的に集約化していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
大規模な基盤整備は現実的ではないことから、基盤整備には取組まず、担い手への集積、集約化を目指す。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手を中心に農業を継続していくとともに、可能な限り自作地の維持・保全に努める。また、他地区の農業者との意見交換や情報交換を積極的に行うことで、周辺地区や関係機関と連携して安定した経営基盤を確立していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業や追肥など、大規模農家が所有している機械で対応出来るような作業については、作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①補助事業を活用した広域的な電気柵設置をめざし、設置後は、鳥獣被害対策を継続できるよう、設置から管理まで組織的に行う。
 ⑦只見川土地改良区を中心として広域な多面的機能支払交付金事業の活動を実施し、中山間支払制度と併用しながら集落一体となって農地保全等の取組を維持・発展させていく。